平成２３年（フ）第１５３０号
大阪府富田林市山手町９番10号、前住所大阪府富田林市向陽台４丁目３番６―305号
債務者　下馬　　静（旧姓門園）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３６号
大阪府高石市東羽衣７―10―39　浜寺病院内、住民票上の住所大阪市大正区北村１丁目15番20号
債務者　澤岨　詔男
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４９号
大阪府松原市天美東５丁目１番13号
債務者　川原　眞弓
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５４号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷391番地
債務者　福島麻衣子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６２号
堺市南区茶山台２丁１番６―104号、前住所大阪府大阪狭山市大野台７丁目11番１号
債務者　藤村　　靖
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６８号
堺市中区土塔町2155番地２　ペアハイツＡ101号、前住所堺市中区深井水池町2835番地11　ベーレン水賀池501号
債務者　中山　　明
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７８号
堺市西区浜寺石津町東４丁２番23―404号
債務者　平河設備こと　平河　六男
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８１号
大阪府藤井寺市国府１丁目２番３号
債務者　山﨑　恭子（旧姓塚尾・桑山）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８９号
堺市南区原山台３丁１番25―106号
債務者　田中　逸朗
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３２号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番１―406号
債務者　井越　由貴
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４８号
堺市西区鳳西町１丁３番地１　シティハイツ鳳西町106号
債務者　石井　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
北海道伊達市末永町253番地　ボトルグァド113号
債務者　高橋　里恵
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
北海道伊達市西浜町107番地39
債務者　古川　三枝（旧姓三戸部）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
新潟市西蒲区桜林237番地３　チェリータウンＢ
債務者　勝山千寿子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６２号
大阪府岸和田市作才町195番地の５
債務者　中谷　隆博
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０７号
大阪府貝塚市三ツ松1134―５、住民票上の住所大阪府貝塚市畠中１丁目１番19―１号　寺岡広実方
債務者　寄田　三郎
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３５号
大阪府阪南市桑畑559番地の53
債務者　コラボクリエーションこと　秋本　純二
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係